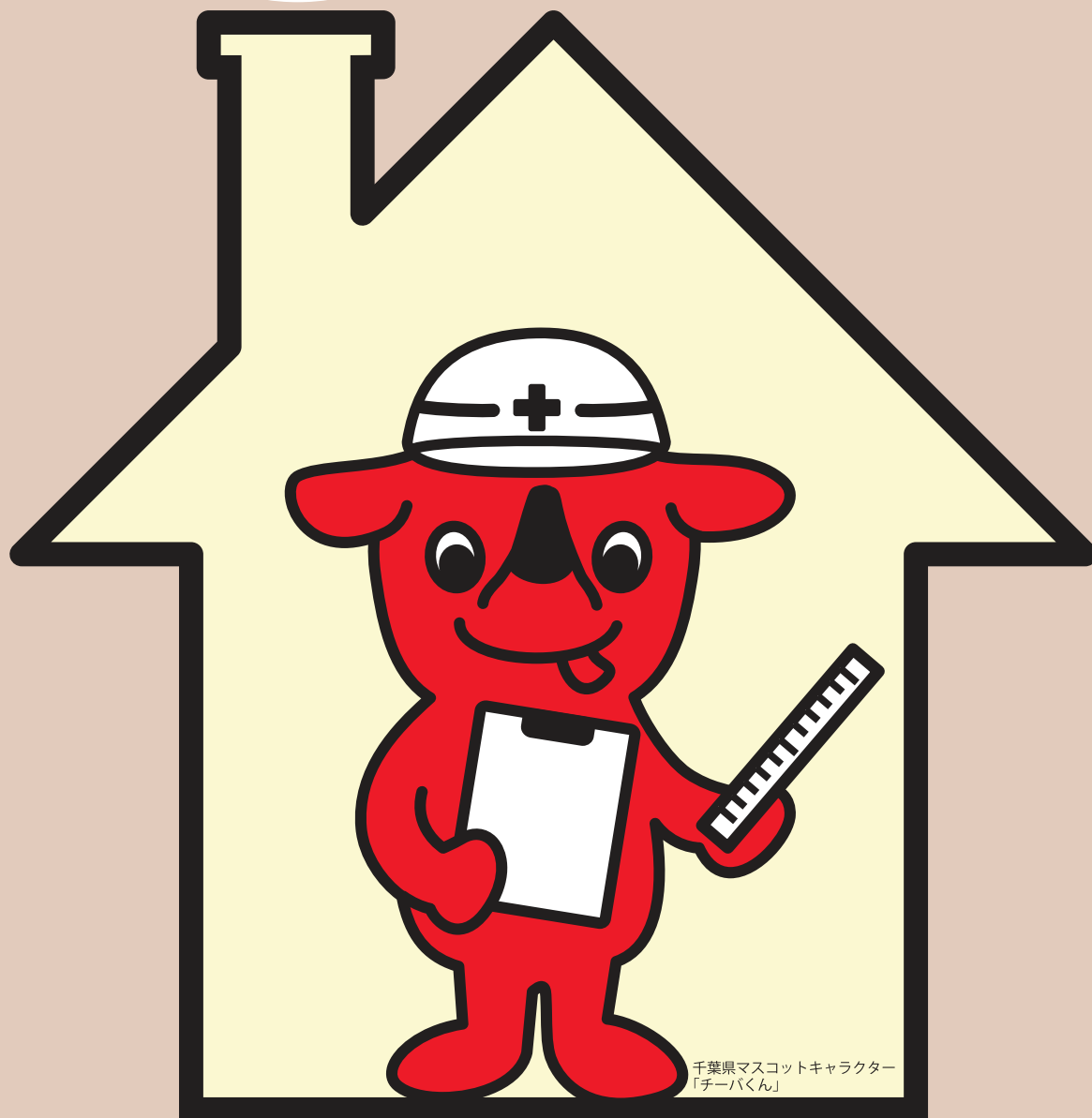


完了検査受けてますか？

建築基準法では確認済証の交付を受けたすべての建築物[※]について**完了検査**が義務付けられています

※用途変更について確認済証の交付を受けたものは除く



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

安全で安心な建築物を建てるために
建築士の責任に基づく**設計**や**監理**のほか
公的機関による**確認**や**検査**が必要です

千葉県特定行政庁連絡協議会

安全で安心な建築物を建てるために必要な4つのこと



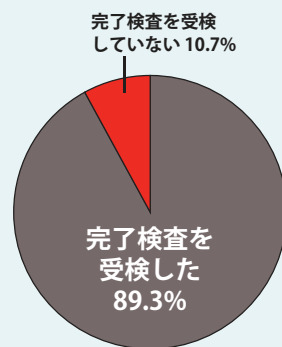
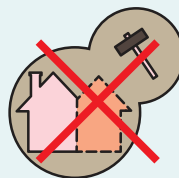
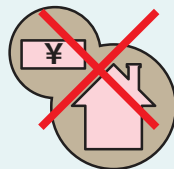
完了検査を受けないと誰が困る・・・？

完了検査を受けていない**建築物の持ち主**には**大きなリスク**があります。違反建築物の持ち主は、**自らの責任で違反の是正工事**を行わなければなりません。

こんなトラブルが・・・



- ・ 建築工事の融資や補助金を受けられない
- ・ 売買の際に建築物の価値が下がった
- ・ 将来の増改築や大規模な修繕等の手続きができない
- ・ 違反が発覚し、是正工事にお金がかかった



千葉県内の完了検査率（H28）

知っていますか・・・？

- ・ 住宅を取引する際には、宅地建物取引業法に基づき重要事項説明書に**検査済証等の保存状況**を記載する必要がありますので、大切に保管してください。
- ・ 違反建築物を防止するため、千葉県内では**年間約1000回**のパトロールが行われています。
- ・ 建築基準法に違反した場合は、法律により**一年以下の懲役または百万円以下の罰金等**に処せられることがあります。

このリーフレットに関するお問い合わせ

千葉県特定行政庁連絡協議会 事務局（千葉県建築指導課 TEL：043-223-3181）またはお近くの特定行政庁までお問い合わせください
 （特定行政庁）千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市
 （限定特定行政庁）鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、白井市、印西市